

山梨県公報

号外第六十五号

平成二十五年

九月三十日

月 曜 日

目次

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十五号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の一の表企画課の項に次の一号を加える。

三 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)の施行に関する事務(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為)	1 第四条(第九条において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言	○
	2 第五条(第九条において準用する場合を含む。)の規定による措置の請求	○
	3 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	○
	4 第十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	○

為の是正等に関する特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百六十九号)第三条第一項第三号に掲げるものに限る。)

別表第二の一の表県土整備総務課の項に次の一号を加える。

十三 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行に関する事務(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令第三条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げるものに限る。)	1 第四条(第九条において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言	○
	2 第五条(第九条において準用する場合を含む。)の規定による措置の請求	○
	3 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	○
	4 第十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	○

別表第二の十の表建築住宅課の項第一号12中「第二十四号」を「第二十三号」に改め、同項第二十五号中「(法律第八十四号)」を「(平成二十四年法律第八十四号)」に改め、同項に次の一号を加える。

二十六 消費税の円滑かつ適正な転嫁	1 第四条(第九条において準用する場合を含む。)の規定による指導及	○
-------------------	-----------------------------------	---

の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行に関する事務（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令第三条第一項第二号に掲げるものに限る。）	び助言 2 第五条（第九条において準用する場合を含む。）の規定による措置の請求 3 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 4 第十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	○	○	○	○
--	--	---	---	---	---

附則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。